

法人・企業・個人の皆様へ

学校法人永原学園
理事長 福元裕二

寄附金のお願い

1. 寄附金募集趣意

本学園は、昭和29年の準学校法人、昭和38年の学校法人設立以来、西九州大学、西九州大学短期大学部、西九州大学附属三光幼稚園、西九州大学附属三光保育園及び西九州大学佐賀調理製菓専門学校を擁する教育機関として、「健康と福祉及び教育・保育の探求」をテーマに、質の高い教育研究と有為な人材の育成並びに地域社会への貢献を目標に努めてまいりました。

今後の教育研究活動の更なる充実・発展をはかるため、ここに広く一般に寄附の募集を行うことと致しました。

個人（卒業生、保護者、教職員、一般篤志）・法人・団体の皆様の格別なるご支援、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

2. 寄附金で行う事業

西九州大学、西九州大学短期大学部及び西九州大学附属三光幼稚園の教育研究に要する経常的経費並びに教育研究施設の整備保全のための助成等（学生・生徒・園児の教育、研究、国際交流、学生の奨学資金に関する経費、施設・設備等の充実に関する費用）

3. 寄附金額

個人・法人共 1口の金額は定めておりません

4. 受付期間

随時

5. 寄附金に対する免税措置

本法人は、文部科学省から寄附金募集について、特定公益増進法人の証明書の交付を受けております。ご寄附いただきました金額は、以下の基準により個人または法人の所得から控除され、税法上の優遇措置を受けることができます。

(1) 個人のご寄附の場合

[1] 特定公益増進法人としての寄附の取り扱いになります。

寄附金が2千円を超える場合に所得金額から控除されます。

※ ただし、寄附金の額が総所得金額等の 40%を超える場合は 40%が総所得等金額の限度となります。

ご寄附いただきました際には、本法人が発行する「寄附金領収書」及び「特定公益増進法人の証明書写」をお送りしますので、確定申告の際に所轄税務署へご提出下さい。

[2] 地方公共団体の条例により指定された寄附金に係る寄附金控除

平成 20 年度税制改正により、本学園へ寄附金を寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している都道府県・市町村にお住まいの方は、住民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

[3] 所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金控除の両方の適用を受ける場合は、税務署に対して所得税の確定申告をする必要があります。

(2) 法人のご寄附の場合

個人の場合と同様に特定公益増進法人としてのご寄附の受入を行っています。この場合、一般寄附金の損金算入限度額とは別枠で次の限度額まで損金算入が認められます。

● 特定公益法人に対する寄附金の損金算入限度額の計算

$$\text{(損金算入限度額)} = (\text{資本金等の金額} \times 0.25\% + \text{当該年度所得} \times 5.0\%) \times 1/2$$

● 一般寄附金の損金算入限度額の計算

$$\text{(損金算入限度額)} = (\text{資本金等の金額} \times 0.25 + \text{当該年度所得} \times 2.5\%) \times 1/2$$

6. 寄附金の申し込み方法及び寄附の手続き

(1) 寄附のお申込み、問合せ先

学校法人永原学園法人本部財務課 (TEL 0952-31-6806)

担当：田中、永渕

(2) 寄附金の送金手続き

所定の寄附申込書をご提出の上、下記金融機関口座へお振込み下さい。

<振込先金融機関口座>

佐賀共栄銀行神野支店 (普通預金) 1107182

(口座名) 学校法人永原学園理事長 福元裕二

7. 個人情報の扱い

ご寄附いただいた方の氏名・住所等の個人情報は、本学園が行う寄附金募集業務以外には利用いたしません。

以上